東京家政大学機関リポジトリ運用指針

(趣旨・目的)

第1条 東京家政大学(以下「本学」という)は図書館の下に東京家政大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という)を設置する。リポジトリは本学の教育・研究活動において作成された電子的形態の教育・研究成果(以下「学術情報資料等」という)を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供し、よって、本学の教育・研究の発展に資するとともに、社会貢献に寄与することを目的とするものである。この運用指針は、その目的を達成し、適切な運用が図られるために定めるものである。

(管理・運用)

- 第2条 リポジトリの管理は図書館の下に置き、リポジトリの管理及び運用に関すること は図書館運営委員会の下に構成された東京家政大学機関リポジトリ小委員会(以下「小 委員会」という)で検討し決定する。
 - 2 小委員会の組織・運用等に関する事項は別に定める。

(登録資格者)

- 第3条 リポジトリに学術情報資料等を登録できる者(以下「登録資格者」という)は次のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍または在籍したことがある専任および非常勤の教職員
 - (2) 本学に在籍または在籍したことがある学生及び大学院生
 - (3) その他、小委員会が認めたもの。

(登録内容・学術情報資料等)

- 第4条 リポジトリが収集、蓄積、保存し、発信、提供できる学術情報資料等とは、次の ものをいう。
 - (1) 学術論文(学術雑誌論文、紀要論文、プレプリント、学会発表論文等)
 - (2) 学位論文(博士論文、要旨集)
 - (3) 教育資料 (講義資料、講演資料、歴史的資料等)
 - (4) 報告資料(公的機関への学術報告書等)
 - (5) その他公開可能な教育・研究成果(小委員会が認めた資料)

(登録する学術情報資料等の要件)

- 第5条 リポジトリに登録できる学術情報資料等は、次の要件を満たすものとする。
 - (1) 登録資格者が、原則として本学在籍中に、単独もしくは他と共同で作成した学術情報資料であること。
 - (2) 公開にあたり、法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないものであること。

(3) 本学諸規程の適用上問題が生じないものであること。

(学術情報資料等の扱い)

- 第6条 リポジトリに学術情報資料等の登録を希望する者は、登録申請書を提出し、小委員会の承認を得なければならない。
 - 2 図書館は、登録申請され小委員会において認められた登録資格者の学術情報資料等 について、著作権等の権利関係その他当該の公開に係わる関係法令等を調査の上、公 開に支障がないと判断した場合は、リポジトリに登録・保存し、無償で公開する。
 - 3 図書館は、前項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

(責任)

第7条 リポジトリに登録された学術情報資料等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。第5条からはずれることがあった場合、登録者は、学園の規程に沿って懲罰を受けることもありうる。

(登録された学術研究成果の利用)

第8条 ネットワークを通じてリポジトリに登録された学術情報資料等を利用する者(以下「利用者」という)は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲をこえて利用しようとする場合には、著作権者の許諾を得なければならない。

(削除)

- 第9条 リポジトリに登録した学術情報資料等は、次の場合、小委員会の議を経て図書館 長が認めた場合、削除または非公開化することができる。
 - (1) 登録者から削除申請があった場合。
 - (2) 利用者等からの申し出等により、小委員会で公開が妥当でないと判断した場合。
 - (3) その他、小委員会において削除または非公開化が妥当と判断された場合。委員会の正式決定を待つ間、委員長が不適切と判断した場合、一時、公開停止にすることができる。

(免責事項)

第10条 本学はリポジトリに登録された教育・研究成果を利用することによって発生したいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本運用指針について定めのない事項については、必要に応じ、小委員会及び図書館運営委員会で審議して定める。

(規程の改廃)

第12条 この運用指針の改廃は、小委員会の議を経て、図書館運営委員会で決定する。 また、全学教授会に報告する。

附則

1 この運用は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。